

「監査上の主要な事項」の導入に関する考察

Considerations on the Introduction of ‘Key Audit Matters’

鉛 山 友紀子

Yukiko NAMARIYAMA

はじめに

財務諸表監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、企業の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することである。換言すると、財務諸表監査は、監査人による監査意見を述べることにより財務諸表に信頼性を付与することである。これは、経営者が作成し公表する財務諸表の「情報」に対し、信頼性の確保により利害関係者との利害調整支援の役割を担っているからである。

また、財務諸表監査には、この利害調整の支援機能の他に意思決定の支援機能が存在する。これは、今後利害関係者と成り得る不特定多数の財務諸表利用者に対し、意思決定が誤った「情報」によって誤導されないよう監査による保証を行うものであり、監査における情報提供機能であると解される¹。

この情報提供機能に関しては、監査基準設定当初より意見表明機能に主眼を置くオピニオン・レポートとする考え方と情報提供機能を視野に入れたインフォメーション・レポートとする捉え方が議論されてきた。我が国においては、監査報告書をオピニオン・レポートであるとし、かつての補足的説明事項・追記情報等の記載は、補足的な「情報」であると解されることが一般的である²。

監査報告書が、オピニオン・レポートである限り記載事項のなかで最も重要なものは監査人による結論としての監査意見であり、それ以外の記載事項は監査意見に対して補足的な「情報」という位置付けとなる。これまでは、監査意見に対して補足的な「情報」とは、あくまでも監査報告書利用者（以下「利用者」）が財務諸表を利用する際の誤解を未然に防ぐという観点から、注意喚起のための補足的な記載と解されてきた³。

そのため、監査が提供する「情報」と利用者が抱く「情報」とは別物と考えるべきである。

しかし、この「情報」の提供に対し、利用者は十分であるとは捉えておらず、監査人が提供する監査結果に対して利用者が抱く期待と監査人が現実提供している監査業務との間にギャップが存在することが指摘されてきた。詳細は後述するが、我が国を含め国際的に採用されてきた従来の監査報告書には、財務諸表の適正性や監査の方法以外の「情報」は含まれておらず、財務諸表のどこに重要な虚偽表示リス

¹ 松本祥尚他（2020）2-4頁

² 松本祥尚他（2020）9-13頁

³ 松本祥尚他（2020）11頁

ク⁴があり、それに対して監査人がどのように対応したのかに関する「情報」は記載されていなかった。このような監査報告書における情報量の少なさが監査人と利用者との間にギャップを引き起こした原因の一つであると指摘されているのである⁵。

これに対し、監査の信頼性を確保するための取り組みの一環として、監査意見を簡潔明瞭に表明する枠組みは基本的に維持しつつも、監査プロセスの透明性を向上させることを目的に監査人が、当年度の財務諸表の監査において、特に重要であると判断した事項を「監査上の主要な事項」(Key Audit Matters, 以下「KAM」)として監査報告書に記載するという監査基準の改訂が国際的に行われているのである⁶。

この、今回のKAMによる新たな情報提供は、監査意見に関する情報開示の拡充を意味しているのであり、我が国における監査報告書の情報提供機能に関するこれまでの議論とは一線を画すエポック・メイキングな改訂になると考えられる。また、この改訂により今後、この「情報」の活用から、投資家の投資行動にも大きな変化をもたらすことになるであろうと予想される。そこで、本稿では、KAMの導入に関わる「情報」について考察を行っていくこととする。

第1章 KAMの概要

前述したが、監査人が考える財務諸表監査の役割と利用者が財務諸表監査に期待している役割との間には認識のずれが生じている⁷。これは、1960年代から米国において相次いで発生した企業の倒産及び会計不正に際し、企業の不正を監査において発見できなかったことに対する法廷での監査人の責任追及に対し、監査の主目的は不正の発見ではないとする監査人の主張は、多くの場合認められず監査人が多額の損害賠償責任を負うことになったことから問題が顕著化したものである⁸。

我が国においても、このギャップの問題は確実に存在している。近年のいくつかの不正会計事案によりその存在が浮き彫りにされたのであり、この不正会計事案が発生する度に、利用者は監査人が十分にプロとしての機能を発揮していないのではないかと⁹といった思いから監査に対する不信感を引き起こしている。これは、利用者が監査に対して粉飾の発見・防止を期待していることに起因すると考えられる。2012年4月25日の日本経済新聞には、オリンパスの粉飾決算に関する監査法人へのアンケート結果が掲載されているが、それによると、全体の6割が、「見抜くのが難しい」「見抜いても対応が難しい」と回答した¹⁰。これは、社会における監査に対する期待と監査人が実際に行う監査の内容にずれ(ギャップ)が明確化されたものであろう¹¹。このずれのことを期待ギャップというが、これは図表にある通り、本来監査が果たすべき水準¹²を超えて社会一般が期待している部分(C)と現行の監査基準が望ましい水準までに到達して

⁴ 虚偽表示とは、「財務諸表に計上されている項目の金額や表示・開示と、適用される財務報告の枠組みに準拠した場合のあるべき金額や表示・開示との差異である。虚偽表示には、脱漏も含まれる。この差異が財務諸表の利用者の経済意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合、重要な虚偽表示となる。重要性は、量的側面と質的側面の双方から判断される」住田清芽(2017) 57頁

⁵ 鳥羽至英(2009) 319頁

⁶ 企業会計審議会(2018) 1頁

⁷ 蟹江 章(2000) 72頁

⁸ 吉見 宏(2003) 325頁

⁹ 引頭麻美(2016) 3頁

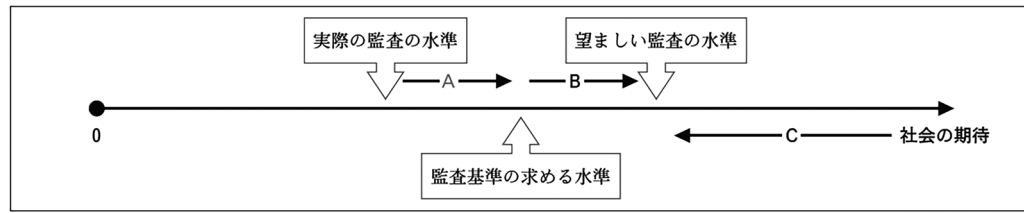
¹⁰ 日本経済新聞(2012)

¹¹ 長吉眞一他(2013) 62-65頁

¹² 財務諸表監査の目的は、企業が作成する財務諸表に対し「保証」することであり、監査基準 第一「監査の目的」において「・・・財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる」と規定している。監査法規集(2015) 26頁

いない部分 (B) によって発生していると考えられるのである¹³。

【図表 1】期待ギャップへの対応



出典：松本 (2014) 131頁

まず、(C) であるが、これまでの監査報告書に対する監査基準の改訂は、期待ギャップの解消を目的としており、「後ろ向きの情報提供」であったと松本教授は主張する。これらは、利用者からすると意思決定の質を向上するものではなく、社会一般からの過度な期待や非合理から監査基準の規定内容を広く社会に知らしめ、啓蒙することで解消することを目的としていると解される。なぜならば、これまでの改訂には、二重責任の原則¹⁴に関する記載や財務諸表には主観や不確実性が含まれるといった監査固有の限界¹⁵に関する記載等、会計や監査に関する知識のある利用者であれば既知の内容であろうことに対し、改めて記載を促すものだからである。あえて監査基準の改訂により明文化することは、利用者が監査に対して抱いている過大な期待、あるいは、誤った期待を監査報告書という監査人から利用者への唯一のコミュニケーション手段によって啓蒙し解決しようとしたものと捉えられるのである。

次に (B) に関しては、現行の監査基準の不備に属するものであり、積極的に改善していくべき「前向きの情報提供」として解すことが可能である¹⁶。それでは、監査基準の不備に属するとはどういう意味なのであろうか。前述したが、我が国を含め、国際的に採用されてきた従来の監査報告書は、記載文言を標準化して監査意見を簡潔に表明する短文式の監査報告書であった¹⁷。これには、財務諸表の適正性や監査の方法以外の「情報」は含まれておらず、財務諸表のどこに重要な虚偽表示リスクがあり、それに対して監査人がどのように対応したのかに関する「情報」は記載されていない。この一方的な伝達手段である短文式の監査報告書では伝えられる「情報」には限界がある。そこで、監査報告書を長文化し監査の内容に関する「情報」を記載することで監査プロセスの透明化を図り、利用者に対し監査への信頼性を取り戻そうとするものである¹⁸。

¹³ 松本教授によると (A) については、監査人が監査基準の要求する水準まで到達していないことから、監査の失敗として、当該監査人から被害を被った関係者に対し賠償という形で解消されるとしている。松本祥尚 (2014) 131頁

¹⁴ 二重責任の原則とは、経営者と会計監査人の責任分担の考え方を示したものであり、経営者は財務諸表を含む企業情報の作成と開示に関する責任を負い、監査人は、経営者によって作成・開示された財務諸表に対して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかどうかに関して監査意見を表明することにおいて責任を負うこと。長吉眞一他 (2013) 7頁

¹⁵ 監査には以下の3点において固有の限界が存在する。

- ・財務報告の性質：財務諸表の作成には、経営者による見積もりや主観的な判断が含まれており、判断の結果の適正性に対し幅が存在する。
- ・監査手続の性質：監査人による監査証拠の入手には、実務上および法令上の限界がある。
- ・監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性：監査手続はコストや時間的制約等により、情報には誤謬または不正が存在するという仮定に基づいて全ての事項を監査人が徹底的に追求したりすることは実務上不可能である。

長吉眞一他 (2013) 9-10頁

¹⁶ 松本祥尚 (2014) 131頁

¹⁷ 松本祥尚他 (2020) 20-25頁

¹⁸ 朴 大栄他 (2019) 27-29頁

第2章 我が国の導入状況

我が国においては、企業会計審議会から2018年7月5付で「監査基準の改訂に関する意見書」（以下、「本意見書」）が公表されている¹⁹。本意見書は、海外で導入が進められている「監査報告書の透明化」と同様に、監査報告書に新たにKAMの記載を求めるものである。本意見書は、2016年3月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」において、株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させるという観点で検討を進めるべきとの提言を受けてのものであり、この提言によって、KAM導入の意義や支援上の課題等、様々な論点についての議論が開始された²⁰。

この改訂により、2021年3月決算の財務諸表監査における上場会社等の監査報告書には、KAMの記載が開始されるのである。

このKAMとは、監査人が重要と判断した事項の中から、監査役等と統治責任者（以下「監査役等」）と協議するとともに、以下の3点を考慮した上で特に注意を払った事項の中から選択されなければならない²¹。

- ・ 特別な検討を必要とするリスクが認識された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
- ・ 見積りの不確実性が高いと認識された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
- ・ 当年度において発生した重要な事象または取引が監査に与える影響

しかし、KAMの決定に関しては、共通認識としての「絶対的な水準」²²が存在するわけではない。これは、個々の監査における相対的な重要度において決定されるべきものだからである。KAMとは、監査における判断過程による論点から発生する「情報」であり、どの事項をKAMとして記載するか最終的な判断は監査人にある。また、KAMの記載にあたり、統治責任者との対話が義務付けられており、監査役等及び経営者とのKAMの候補になりそうな事項については、これまで以上に深度ある議論を監査報告書発行前に行う必要が生じることになる。米国公開企業会計監視委員会（Public Company Accounting Oversight Board, 以下「PCAOB」）によると、例として、経営者による重要な会計上の見積り及び判断、財務諸表及び監査上のリスクが高い領域、重要かつ通例でない取引、財務諸表のその他の重要な変更等の利用者が特に関心を示している領域の中から識別されるとしている²³。このことから分かるが、今後財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある事項（リスク）についての議論が必要となり、監査役等との間においてもこのリスクについて十分なディスカッションを行い、深いリスク認識を共有するインセンティブが生じることになる²⁴。これは、財務諸表はあくまでも経営者に作成と開示の権限があり、監査人による指導性を発揮することで、より利用者の期待に応えるようになると考えられるからである。

また、2017年11月には、日本公認会計士協会によって実施された、KAMの試行²⁵に関する結果が報告されている。試行の結果によれば、経営者側からの開示の影響として、「KAMは会社が開示している内容が前提となるため、KAMで事実等を詳細に記載するためには会社側の開示内容の充実が必要となる」「KAM

¹⁹ 企業会計審議会（2018）1-14頁

²⁰ 住田清芽（2018）2頁

²¹ 住田清芽（2018）3-5頁

²² 住田清芽（2018）3-5頁

²³ 甲斐幸子（2017）33頁

²⁴ 弥永真生（2018）54頁

導入を契機に、有価証券報告書やIR活動等において投資家やアナリスト等からより詳細な説明を求められる可能性がある」等の意見が挙げられている。この企業側における情報開示拡大の動きは、「監査報告書の透明化」に期待されている効果の一つの現れであると捉えられるであろう。

第3章 KAM 導入による情報開示拡大に対する効果

公的機関から発表される経済統計や上場企業の開示情報は、様々なメディアを通じて開示されることにより、財務諸表利用者の予測形成に重要な役割を果たしていることは論を俟たない。企業の現状を的確に捉えた情報公開は、経済のファンダメンタルズに関する予測形成をより正確な方向へと導くことで、社会厚生への改善への可能性が示唆されている²⁶。そのため、証券市場の安定的な発展のためには、企業は、情報公開に関する理解を深めるとともに、市場に悪影響を与える状況をも正しく認識し、適切な方法による情報開示を実施することが必要である²⁷。

このことを踏まえれば、証券市場において監査に関する情報価値とは何かについて検討しなければならないことになる。従来、監査済財務諸表は、証券市場の効率化に寄与するとされてきた。この点は、監査済財務諸表によって、株主は、リスクの軽減及び意思決定の改善が可能となるからである²⁸。

すなわち、企業に対する情報開示について検討する場合、①情報の質、②情報の量、③情報開示のタイミング、および④情報開示の方法の4つに分類し、これらの観点から検討しなければならないとしている²⁹。

②～④については、本稿ではなく改めて別稿で議論することとし、本章では、利用者との関わりの観点から、①情報の質に焦点を絞って、KAM 情報の開示に関する影響を確認することとする。

第1節 利用者の期待

株式会社日清製粉グループ本社監査役・公認会計士の伊東氏は、「監査の本当のバリューというのは、監査上のリスク情報や発見事項、経営上の課題のような監査報告書の裏にある事項であり、従来はブラックボックス化していたが、KAM 導入はブレークスルー的な役割を果たすことが期待できる。また、KAM の公表が監査人の報告レベルの向上やステークホルダー全体の情報格差の解消につながっていくと考える。」³⁰と述べている。この情報格差の点に関しては、PCAOBにおいてもCAM³¹の記載が投資家と監査人との間の情報の非対称性を緩和することで、結果的に投資家と経営者間との非対称性を減らすことに繋がるとしていることと共通の見解であるとともに、投資家にとっては、監査人が重点をおいた項目やその対応状況を知ること、当該事項の理解を深めることになり、財務諸表のより適切な理解に役立てて意思決

²⁵ この試行には、大手4法人与準大手の3法人の合計7つの監査法人から合計で26の監査チームにより実施された。試行は、2016年12月～2017年3月の財務諸表の監査を題材として、ISA701に基づきKAMを模擬的に選定し、KAMのドラフトを作成。また、実務上の課題を抽出するため、試行に参加した監査チームと被監査会社の経営者（CFO等）および監査役等にアンケートを実施。試行の対象となった会社は、製造業及び建設業13社、非製造業8社、金融5社であった。

日本公認会計士協会（2017）4-44頁

²⁶ 中村友哉（2014）1頁

²⁷ 中村友哉（2014）2頁

²⁸ Wanda A.Wallance（1991）23-28頁

²⁹ 経済産業省（2015）12-114頁

³⁰ 西田俊之（2017）11頁

³¹ 2017年6月には、PCAOBにおいてもAS3101が改訂され「監査上の重要な事項」（Critical Audit Matters, 以下「CAM」）の記載が求められることとなった。KAM及びCAMのどちらも監査人が統治責任者及び監査委員会とコミュニケーションを行った事項から選択される特質は同じである。そこで、本稿ではKAMとCAMを同義として扱う。

甲斐幸子（2017）32-45頁

定への活用を行うことにも繋がる³²。このことから、監査報告書への KAM の記載は、このような効果を生じさせることになると理解しなければならないであろう。

これに対し、松本教授等の先行研究³³によると、従来の監査報告書に記載されていない事項で、今後どのような記載を期待するかという問いに対し、上位3位は以下の通りであったという。

- 1) 監査人が当期の監査においてもっとも重要だと考えたリスク事項
(個人投資家：25.65% アナリスト：26.65%)
- 2) 監査の過程で指摘した事項または気づいた異常事項
(個人投資家：22.08% アナリスト：24.59%)
- 3) 監査意見とは別に、企業に関して監査人の理解している情報の発信
(個人投資家：13.05% アナリスト：10.49%)

この1)～3)の項目から分かるが、利用者は「ブラックボックス化」であった監査報告書に新たな情報価値を求めていることは明白である。そして、これは KAM の導入により利用者のニーズに応えられる新たな監査報告書の作成推進に繋がると捉えられるのである。

第2節 KAM 記載による先行調査

KAM の記載事例の詳細に関しては、次稿以降に取り上げる予定であるが、イギリスにおける KAM の記載に対する適用初年度の状況調査結果において、興味深い結果が観察された。KAM 記載導入の初年度(2014年度)における記載は全体の2%に過ぎなかったことに対し、2015年には20%にまで増加している³⁴。これは、監査報告書における情報拡充を意味しており、我が国に導入された際においても同様の効果が期待される。そして、この効果により利用者の求めている監査報告書の「ブラックボックス化」の解消に貢献できるのではないかと考える。

図表2 重要な虚偽表示に関する記載

	2015		合計	2014		合計
	記載あり	記載なし		記載あり	記載なし	
FTSE100	24	65	89	1	62	63
	27%	73%		2%	98%	
FTSE250	32	157	189	2	88	90
	17%	83%		2%	98%	
合計	56	222	278	3	150	153
	20%	80%		2%	98%	

出所：Financial Reporting Council (2016) 23頁

³² 甲斐幸子 (2017) 32-45頁

³³ 実施時期：①2015年7月

調査対象：①個人投資家②アナリスト(情報媒介者)③上場企業の財務担当責任者④監査業務に携わっている公認会計士(監査人)

調査方法：①宝印刷の協力を得て、同社が有する個人株主名簿に対して呼びかけ、web上に設定した調査フォームにて調査を実施。②日本証券アナリスト協会の協力を得て、同協会加盟のアナリストに対して呼びかけ、①と同様のweb上の調査フォームによる調査および面談によって追加的紙面での調査を実施。③調査時点で上場している全企業3,485社に対し、郵送による紙面での調査を実施。④上場会社の監査業務に関わっている方という条件のもとにe-mailを通じて、紙面上での調査を実施。

松本祥尚他(2020)351頁-366頁

³⁴ Financial Reporting Council (2016) 23頁

むすび

今日、証券市場において「投資家保護」及び、「投資家の意思決定に資する有用な情報を提供する」ことを主目的として、投資家への情報開示の対象や範囲の拡大を図るべく多くのディスクロージャー制度が整備されてきた³⁵。このKAMに対する監査基準の改訂もその延長線上にあると捉えることが出来よう。

しかし、野村総合研究所による「生活者一万人アンケートによる日本人の価値観・消費者行動の変化」のアンケート結果によると、情報が多すぎて困ることがあると回答した人が7割を超えており情報疲労傾向が確認されている³⁶。そして、人間は、商品が複雑になればなるほど（すなわち、商品に関する情報が豊富になるほど）、その商品の持つ正確な効用を判断することができなくなることが確認されている³⁷。つまり、情報量が多くなるにしたがい、逆に合理的な意思決定ができなくなってしまう恐れが生じるというのである。

このことは、近年の実験経済学による先行研究からも伺えるが、証券市場における情報量の増加が必ずしもその利得が最大になるとは限らないことが指摘されている³⁸。その理由として、①人間の情報処理能力の限界、②証券市場における相対情報優位度の意思決定に与える心理的な影響の2点が挙げられているのである。

このことは、KAMによる「情報」の記載においても例外ではない。KAMの記載による利用者の情報獲得プロセスに関する先行研究によると、KAMの記載により利用者の注意はより高まるが、複数のKAMの開示により財務諸表の他の部分に対し注意が低下することが確認されている³⁹。これは、前述したが、あまり多くの情報を提供されると利用者が詳細な注意を払わなくなることから、情報過多は良好な意思決定を齎さないことが示唆されているのである。

本稿においては、我が国に焦点を置いて論じてきたが、KAMの記載は、利用者が以前より求めていた「情報」の開示に一役買うことは間違いないであろう。しかし、「情報」の「質」・「量」・「開示タイミング」・「開示の方法」の適切性を総合的に考慮した上で、KAMの記載を行う必要があると考えられる。この点については、本稿では言及できなかったが、今後取り上げたい。

³⁵ 田口聡志他（2010）73-74頁

³⁶ 松下東子他（2018）62頁

³⁷ これは、人間の処理能力の限界によるものである。ヨアヒム・ゴールドベルグ他（2002）32頁

³⁸ 後藤雅敏他（2006）163-172頁

³⁹ アイトラッキング技法を用いてKAMの情報獲得プロセスに与える影響の調査を実施。会計学専攻の大学院生を4グループに分け、各グループに対し、従来の監査報告書とKAM記載のある監査報告書を用いて確認を行った。その結果より、KAMの記載があった場合、関連する財務諸表の開示に被験者の注意が高まるものの、財務諸表の他部分への注意が低下することが確認されている。Louis-Philippe Sirois 他（2017）2-19頁

参考文献

- Financial Reporting Council (2016) *Extended auditor's reports A further review of experience*
- Louis-Philippe Sirois, Jean.Bedard, Palash.Bera (2017) *The Informational Value of Key Audit Matters in the Auditor's Report: Evidence from an Eye-tracking Study*, Accounting Horizons, forthcoming
- Wanda A.Wallance (1986) *Auditing Monographs*, Wadsworth Pub Co, 千代田邦夫・盛田良久・百合野正博・朴大栄・伊豫田隆俊 (訳) (1991) 『ウォーレスの監査論 自由市場と規制市場における監査の経済的役割』同文館出版株式会社
- 引頭麻美 (2016) 「「資本市場と会計監査」—会計監査の品質向上に向けての新しい取り組み—」『証券経済学会年報』第51号別冊
- 甲斐幸子 (2017) 「米国公開企業会計監視委員会 監査報告書に関する新しい監査基準～監査の透明性 の向上に向けて～」『会計・監査ジャーナル』 No.746
- 蟹江章 (2000) 「わが国の監査基準および監査慣行に関する一考察」『経済学研究』北海道大学50-3
- 企業会計審議会 (2018) 「監査基準の改訂に関する意見書」
- 経済産業省 (2015) 「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書『対話先進国に向けた～企業情報開示と株主総会プロセス～について』」
- 後藤雅敏・山地秀俊 (2006) 「証券市場における情報量と取引報酬の関係」『会計』第170巻第2号
- 住田清芽 (2017) 「「重要な虚偽表示」とは何か」『企業会計』Vol.69
- 住田清芽 (2018) 「監査報告書の変格—「監査上の主要な検討事項 (KAM)」の導入」『KPMG Insight KPMG Newsletter』Vol.32
- 田口聡志・梶原太一 (2010) 「複式簿記機構の行動経済学的分析: 限定合理性とルール規定的行動」『同志社商学』第62巻第1・2号
- 鳥羽至英 (2009) 『財務諸表監査 理論と制度【基礎篇】』国元書房
- 中央経済社編 (2015) 『監査法規集 (第4版)』中央経済社
- 中村友哉 (2014) 「証券市場における情報公開が市場参加者の行動と社会厚生に与える影響」『金融庁金融研究センター (FSAR) リサーチレビュー』第8号
- 長吉真一・伊藤龍峰・北川久恵・井上善弘・岸牧人・異島須賀子 (2013) 『監査論入門』中央経済社
- 朴大栄・小沢義昭・松本祥尚 (2019) 「KAM と監査報告書」『桃山学院大学総合研究所紀要』第45巻第1号
- 松本祥尚 (2014) 「監査報告のパラダイムシフト—監査人からのコミュニケーション向上の必要性—」『会計・監査ジャーナル』No.709
- 松本祥尚・町田祥弘・関口智和 (2020) 『監査報告書論 KAM をめぐる日本および各国の対応』中央経済社
- 日本経済新聞 (2012) 「オリンパス粉飾決算、発見・対応「難しい」6割 本社調査」『日本経済新聞 電子版』2012年4月25日号
- 日本公認会計士協会 (2017) 「監査報告書の透明化 KAM 試行の取りまとめ」『資料1』
- 西田俊之 (2017) 「グローバル会計・監査フォーラム「監査及び監査法人の透明性向上と監査品質」報告記」『会計・監査ジャーナル』No.748
- 松下東子・林裕之 (2018) 「生活者1万人アンケート (8回目) にみる日本人の価値観・消費行動の変化—情報端末利用の個人化が進み、「背中合わせの家族」が増加—」野村総合研究所
- 弥永真生 (2016) 「KAM と監査役等とのコミュニケーション」『会計・監査ジャーナル』No.736
- ヨアヒム・ゴールドベルグ・リュディガーフォンニーチュ著 眞壁昭夫監訳 行動ファイナンス研究会訳 (2002) 『行動ファイナンス 市場の非合理性を解き明かす新しい金融理論』ダイヤモンド社
- 吉見宏 (2003) 「監査期待ギャップの論理と必然性 (経済学部50周年記念号)」『経済学研究』北海道大学53 (3)